

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免に関する取扱規程

令和3年3月26日
広域連合告示第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第4号）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）を支払うことが困難であると認められる者に対する保険料の減免の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び減免額)

第2条 保険料の減免額は、次の各号のいずれかに該当する被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する者
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C) \quad (D)$
--

【表 1】

$\text{対象保険料額} = A \times B / C$
<p>A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)</p> <p>C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

(減免の対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる保険料は、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

(保険料の減免申請)

第4条 保険料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、条例第18条第2項に掲げる事項を記載した申請書に第2条のいずれかの事実を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

2 保険料の減免申請は、令和4年3月31日までにしなければならない。

(減免の取消し)

第5条 保険料の減免を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の財産の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でない認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。